

## 第1号議案－4

### 広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について

広島県立高等学校学則及び広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和3年3月24日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

#### 1 提案の要旨

県立高等学校の再編整備等に伴い、広島県立高等学校学則及び広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部改正を行う。

#### 2 改正内容

改正する規則名	改正内容	ページ
広島県立高等学校学則 (昭和28年広島県教育委員会規則第4号)	<ul style="list-style-type: none"><li>・広島県立西高等学校の廃止及び広島県立広島国泰寺高等学校定時制課程、広島県立広島観音高等学校定時制課程、広島県立海田高等学校定時制課程の廃止</li><li>・広島県立吉田高等学校全日制課程普通科、生活福祉科の廃止</li><li>・県立学校に入学を許可された者が提出する授業料の誓約書の規定整備及び授業料の口座振替納付の開始に伴う一部改正</li></ul>	1～2
広島県立高等学校通信教育に関する規則 (昭和32年広島県教育委員会規則第12号)	<ul style="list-style-type: none"><li>・広島県立西高等学校の廃止</li><li>・履修科目数の上限等の見直しに伴う一部改正</li></ul>	3～4

#### 3 施行期日

令和3年4月1日



広島県教育委員会規則第 号

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則

広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																																															
<p>(入学手続及び入学許可)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>4 2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>一 <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第一項第一号又は第二号に該当する生徒</u></p> <p>二 <u>前号に掲げるもののほか、教育長が別に定める生徒</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(授業料)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>3 2 (略)</p> <p>3 授業料は、<u>口座振替の方法又は納付書により納付しなければならない。ただし、校長が特に必要があると認める場合は、現金をもって納付することができる。</u></p>		<p>(入学手続及び入学許可)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>4 2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>一 高等学校を卒業した生徒</p> <p>二 <u>高等学校に在学した期間が通算して三年（定時制の課程は四年）を超える生徒（留学若しくは休学又は病氣療養による欠席その他のやむを得ない事由として教育長が別に定める事由により三年（定時制の課程は四年）を超える生徒を除く。）</u></p> <p>三 <u>前二号に掲げるもののほか、教育長が別に定める生徒</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(授業料)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>3 2 (略)</p> <p>3 授業料は、<u>納付書により納付しなければならない。ただし、校長が特に必要があると認める場合は、現金をもって納付することができる。</u></p>																																															
<p>別表第一（第二条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">校名</th> <th colspan="2">校名</th> <th rowspan="2">課程</th> <th rowspan="2">設置 学科</th> <th rowspan="2">昼夜 別</th> <th rowspan="2">位置</th> </tr> <tr> <th>本校</th> <th>分校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島県立広島国奏寺高等学校</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>全日制</td> <td>普通科</td> <td></td> <td>広島市中区国奏寺町一丁目</td> </tr> <tr> <td>広島県立広島観音高等学校</td> <td></td> <td></td> <td>全日制</td> <td>総合学科</td> <td></td> <td>広島市西区南観音町</td> </tr> </tbody> </table>		校名	校名		課程	設置 学科	昼夜 別	位置	本校	分校	広島県立広島国奏寺高等学校	(略)	(略)	全日制	普通科		広島市中区国奏寺町一丁目	広島県立広島観音高等学校			全日制	総合学科		広島市西区南観音町	<p>別表第一（第二条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">校名</th> <th colspan="2">校名</th> <th rowspan="2">課程</th> <th rowspan="2">設置 学科</th> <th rowspan="2">昼夜 別</th> <th rowspan="2">位置</th> </tr> <tr> <th>本校</th> <th>分校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島県立広島国奏寺高等学校</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>全日制</td> <td>普通科</td> <td></td> <td>広島市中区国奏寺町一丁目</td> </tr> <tr> <td>広島県立広島観音高等学校</td> <td></td> <td></td> <td>全日制</td> <td>総合学科</td> <td></td> <td>広島市西区南観音町</td> </tr> </tbody> </table>		校名	校名		課程	設置 学科	昼夜 別	位置	本校	分校	広島県立広島国奏寺高等学校	(略)	(略)	全日制	普通科		広島市中区国奏寺町一丁目	広島県立広島観音高等学校			全日制	総合学科		広島市西区南観音町
校名	校名		課程	設置 学科					昼夜 別	位置																																							
	本校	分校																																															
広島県立広島国奏寺高等学校	(略)	(略)	全日制	普通科		広島市中区国奏寺町一丁目																																											
広島県立広島観音高等学校			全日制	総合学科		広島市西区南観音町																																											
校名	校名		課程	設置 学科	昼夜 別	位置																																											
	本校	分校																																															
広島県立広島国奏寺高等学校	(略)	(略)	全日制	普通科		広島市中区国奏寺町一丁目																																											
広島県立広島観音高等学校			全日制	総合学科		広島市西区南観音町																																											



広島県教育委員会規則第 号

広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則

広島県立高等学校通信教育に関する規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(実施校及び設置学科)            第二条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）は広島県立東高等学校とし、その設置学科は普通科とする。</p>	<p>(実施校及び設置学科)            第二条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）及びその設置学科は、次のとおりとする。            一 広島県立西高等学校 普通科            二 広島県立東高等学校 普通科</p>
<p>(学習指導)            第八条 (略)            2 (略)</p>	<p>(学習指導)            第八条 (略)            2 (略)            3 校長は、生徒が三月以上にわたって前項の学習報告書を提出しないときは、その生徒から学習報告延期届を提出させなければならない。</p>
<p>31・41 (略)</p>	<p>41・51 (略)</p>
<p>(試験方法)            第十条 試験は、前期末試験及び後期末試験とする。            21 前期末試験及び後期末試験は、各教科・科目の所定の学習報告書を提出し、及び所定の面接指導に出席した者について行う。</p>	<p>(試験方法)            第十条 試験は、中間試験及び終末試験とする。            21 中間試験は、各教科・科目の学習の中途において所定の単元を履修した者について行う。            31 終末試験は、各教科・科目の全体にわたって所定の学習報告書を提出し、及び所定の面接指導に出席した者について行う。</p>
<p>31 (略)</p>	<p>41 (略)</p>
<p>(単位の認定等)            第十二条 (略)</p>	<p>(単位の認定等)            第十一条の二 (略)</p>
<p>第十三条 (略)</p>	<p>(同時に履修できる科目数)            第十二条 生徒が同時に履修できる科目数は、十二科目以内とする。            第十三条 (略)</p>

<p style="text-align: center;">(技能連携等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>第二十条・第二十一条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(年間修得単位数)</p> <p>第十四条 生徒が通信教育のみによつて一年間に修得できる各教科・科目等の単位数の合計は、三十単位以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(技能連携等)</p> <p>第十四条の二 (略)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(併修する場合の単位数)</p> <p>第二十条 前条の規定により併修することができる年間単位数の合計は、定時制の過程において修得する年間単位数とあわせて三十単位をこえてはならない。</p> <p>第二十一条・第二十一条の二 (略)</p>
--	--

附 則

この教育委員会規則は、令和三年四月一日から施行する。